

議案第16号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和8年3月6日

提出者 板橋区教育委員会教育長 長 沼 豊

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年板橋区教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第12号」を「第13号」に、「第16号」を「第17号」に改め、同項中第19号を第20号とし、第13号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない期間

第5条第6項中「介護休暇又は育児部分休業」を「介護休暇、育児部分休業又は子育て部分休暇」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

一年につき十日相当の範囲内での子育て部分休暇を導入するため。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 新旧対照表

新	旧
○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年3月27日東京都板橋区教育委員会規則第13号 第1条～第4条 略 (欠勤等日数) 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号から第13号までに掲げる期間にあつては3分の2日とし、第17号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号から第13号までに掲げる期間にあつては3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 (1)～(12) 略 (13) 勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない期間 (14)～(20) 略 2～5 略 6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇、育児部分休業又は子育て部分休暇により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあつてはそれぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤	○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 平成12年3月27日東京都板橋区教育委員会規則第13号 第1条～第4条 略 (欠勤等日数) 第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号から第12号までに掲げる期間にあつては3分の2日とし、第16号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号から第12号までに掲げる期間にあつては3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 (1)～(12) 略 本号追加 (13)～(19) 略 2～5 略 6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあつてはそれぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤

新	旧
務しない時間をそれぞれ合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において<u>介護休暇、育児部分休業又は子育て部分休暇</u>により勤務しない期間にあってはそれぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 7 略 以下略 附 則 この規則は、令和8年4月1日から施行する。	務しない時間をそれぞれ合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において<u>介護休暇又は育児部分休業</u>により勤務しない期間にあってはそれぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 7 略 以下略